

建設業者の皆様へ
(前回からの主な改正点について)

1 押印を求める手続きの見直しについて（令和3年1月施行）

- ・ 国において、建設業許可の申請書類で求めている押印を不要とする法令の改正がなされたことから、すべての法定様式（申請・届出）について、押印がなくても受け付けることとなりました。

2 建設業許可基準の見直しの概要について（令和2年10月施行）

① 従来の「経營業務管理責任者」の要件の変更

- ・ 「常勤役員等」のうち一人が（A）か（B）いずれかに該当する者であること
「常勤役員等」及び「補佐者」については、常勤であること
従来の「経營業務管理責任者」を引き続き置く場合は「イ（1）」に該当

（A）規則第7条第1号イ（1）（2）（3）のいずれかに該当すること（様式第7号及び別紙）

- イ（1） 役員等として5年以上の建設業の経營業務を管理した経験を有する者
- イ（2） 権限の委任を受け、準ずる地位として5年以上の建設業の経營業務を管理した経験を有する者
- イ（3） 準ずる地位として、6年以上の建設業の経營業務を補助する業務経験を有する者

（B）規則第7条第1号ロ（1）（2）のいずれかであり、直属の「補佐者」（※）をおくこと（様式第7号の2、第2面、第3面、第4面及び別紙、別紙二）

- ロ（1） 建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有し、かつ、5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位（財務管理、労務管理または運營業務の業務を担当する者に限る。）としての経験を有する者
- ロ（2） 5年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有する者

※補佐者……申請会社において、建設業の財務管理、労務管理、業務運営の業務経験をそれぞれ5年以上有し、常勤役員等を直接補佐する者（同一人でも3名別々でも可）

3 「適切な社会保険に加入していること」の要件化（令和2年10月施行）

① 許可要件

- ・ 令和2年10月1日以降の申請（更新含む）については、適切な社会保険に加入していない場合、許可することができませんのでご注意ください。
※既に有効な許可については、10月1日以降も引き続き有効です。

② 様式第7号の三（「健康保険等の加入状況」）の記載方法変更

- ・ 「健康保険等の加入状況」に応じて、下記の番号を記載してください。

保険の加入状況	番号
適用事業所、適用事業の届出を行っている場合	1
適用が除外される場合	2
一括適用の承認に係る事業所	3
※未加入（従前の記載では「2」）については、社会保険の許可要件化に伴い、該当する番号がなくなりました。	

- ・ 保険の加入状況に変更が生じた場合、2週間以内に変更届の提出が必要です。

③ 保険証写しの提出時の注意事項

- ・ 令和2年10月1日以降に確認書類として、保険証の写しを提出される際には、あらかじめ「被保険者の記号・番号」および「保険者番号」をマスキング（黒塗り）して提出してください。

4 解体工事業の技術者要件に係る経過措置の延長について（令和3年3月施行）

- ・ 平成28年6月1日より、新たに追加されました「解体工事業」につきましては、改正法施工前のとび・土工工事業の技術者に対して、新たに解体工事の技術者資格を取得（技術検定、技術士試験、登録解体工事講習等の受講）するための一定の準備期間として、「令和3年3月31日」までに限り、解体工事の請負（500万円以上）を行うことができることとされておりました。
- ・ しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大による登録解体工事講習の受講機械の減少を受け、「令和3年3月31日」までとなっていた経過措置が「令和3年6月30日」まで延長されることとなっています。
- ・ なお、この経過措置によって許可を取得した場合は、令和3年6月30日までに、解体工事業の許可要件を満たす専任技術者が常勤で在籍している必要があります。
令和3年7月1日以降、下記の資格では解体工事業の技術者にはなれません。
技術検定：1級建設機械施工技師、2級建設機械施工技師、2級土木施工管理技士（薬液注入）
技術士試験：農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）、水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）、森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）
技能検定：型枠施工、ウエルポイント施工
民間資格：地すべり防止工事士